

## 施設入所障害者の地域生活移行支援にかかる諸課題

### －養護老人ホーム・救護施設・障害福祉計画の現状より－

○ 関西福祉大学 氏名 谷口 泰司 (5575)

地域生活移行、障害福祉計画、自立支援協議会

#### 1. 研究目的

本研究は、施設入所障害者の地域生活移行が全国的に推進される中、制度面、政策面においてその対象とされていない者の現状を明らかにするとともに、今後どのような支援が可能かについて提言することを目的としている。

研究の発端は、平成 23 年度に公益社団法人全国老人福祉施設協議会がまとめた「養護老人ホームにおける生活支援（見守り支援）に関する調査研究事業報告書」（平成 23 年度老人保健事業推進費等補助金事業）であるが、当該調査研究の過程において、養護老人ホームにおける障害者の比率が、在宅生活の障害者の比率を大きく上回る結果となったことに加え、これらの施設入所者に対する支援特に地域生活移行にかかる支援が高齢・障害いづれの領域からもなされていないことが判明したことによる。

本研究においては、副題にある施設に障害者が措置されてきた経緯及び現在も措置が行われている要因、一旦措置された後には地域生活移行支援の取り組みが行われない要因等について、制度面、政策面の視点からその課題と改善策を探るものである。

#### 2. 研究の視点および方法

- ・ 研究の対象としては、障害者関連各法以外の施設のうち、養護老人ホーム及び救護施設に焦点をあてた。特別養護老人ホームについては、地域包括ケア体制に組み込まれていることから、今回の研究対象からは除外している。
- ・ 研究方法は、養護老人ホームについては、上記報告書から障害者に関する調査結果を抜粋、救護施設については平成 17 年度全国救護施設協議会調べの結果を用い、厚生労働省による社会福祉施設等調査、身体及び知的障害者の全国実態調査結果等と比較し検証している。その上で、障害福祉計画の基本指針及び障害程度区分と施設入所要件、地域包括ケア体制及び障害者自立支援協議会の現状等をふまえ、地域生活移行支援に欠けている問題の所在を明らかにしていくこととした。

#### 3. 倫理的配慮

- ・ 日本社会福祉学会研究倫理指針に基づいて研究を行った。

#### 4. 研究結果

- ・ 厚生労働省の実施した身体障害児・者実態調査、知的障害児（者）基礎調査、衛生行政報告例による手帳所持者の総人口に占める比率に比べ、養護老人ホームに入所する者の手帳所持者の比率は、それぞれ身体障害者 6.3 倍、知的障害者 8.9 倍、精神障害者 8.2 倍となった。（参考：被爆者健康手帳 5.3 倍）
- ・ 法の規定において身体上又は精神上の障害を要件とする救護施設における同比率の対比では、身体障害者 8.3 倍、知的障害者 66.5 倍、精神障害者 52.0 倍であった。
- ・ 障害者自立支援法に基づく新体系移行後も従来の障害種別の専門性を維持する障害者支援施設が多い一方で、養護老人ホーム及び救護施設では、当初から現在に至るまで障害種別を問わず措置入所が行われ、人員基準において数的劣勢にあるにもかかわらず、これら施設の従事者が環境的には混合収容を余儀なくされる中で個別支援への取り組みに奔走している状況、生活支援を行うことでの効果等が明らかとなった。
- ・ 高齢者福祉基盤、障害者福祉基盤が整備された現在においても、依然として救護施設や養護老人ホームへの障害者の措置が継続し、その一定数を障害者が占める要因として、障害程度区分と施設入所要件との問題や地域における受け皿の不足等の問題があることが明らかとなった。
- ・ 養護老人ホーム・救護施設に入所している者に対する地域生活移行支援が行われない要因として、障害福祉計画の対象外となっていることに加え、個別給付化された後の相談支援（特に地域移行支援・地域定着支援）においても算定対象外であるなど、制度上・政策上の問題が大きいことが明らかとなった。

#### 5. 考察

- ・ これらの施設への入所は、当該施設が最適であるという積極的な理由ではなく、制度上の問題から生じる社会的入所の側面が強いものであり、また、一旦入所した後は障害者施策からは断絶した状態に置かれており、再検討されるべきものである。（入所要件の再考）
- ・ 高齢者分野で進められている地域包括ケア体制、障害者分野で進められている地域自立支援協議会へのこれら施設の組み込みが必要である。（存在の可視化・情報の共有化）
- ・ 障害福祉計画において、これら施設の現状分析と、地域生活移行目標値の対象施設とするなど、計画のあり方・内容について改善するとともに、相談支援の報酬算定対象にこれら施設入所者の地域移行支援を組み込むことが必要である。（誘導的施策の導入）
- ・ 専門的支援を行いうる障害者支援施設と比べ、設備・人員基準の面を再検討し、混合収容ではなく、個別支援を十分に行いうるよう改善を図る必要がある。（施設支援機能の強化）